

## 麻薬年間届（法第 48 条）

### 1 内容

麻薬診療施設において、前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までの間に所有し、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、当年の 11 月末日までに報告しなければなりません。

対象期間中に、麻薬を所有せず、麻薬施用（使用）実績が全くなかった場合でも、報告の対象になります。

報告義務者は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設の場合は、麻薬施用者）です。

### 2 提出書類、部数

- ・麻薬年間届 2 部（うち 1 部は返却するのでコピー可）

内容確認後 1 部は返却します。年間届についてのみ、提出部数に返却分を含んでいますので、別に控えを取っておく必要はありません。

### 3 提出期限、時期

毎年 11 月 30 日まで

### 4 提出、問い合わせ先

毎年 11 月頃に各保健福祉事務所を 1 日ずつ巡回する年間報告の一斉受付を行っています。日程は別途 HP に掲載する等により案内します。

麻薬帳簿や譲渡証を確認しますので、報告時にご持参ください。

県庁薬務課 麻薬・毒劇物担当 電話 0952(25)7082

### 5. 記載上の注意

- ① 報告対象期間は、前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までです。
- ② 「麻薬免許番号」は、麻薬免許証を確認のうえ記入してください。
- ③ 「業務所の名称」は正式名称（許可証記載の名称）を記入してください。
- ④ 「氏名」は、麻薬管理者等、報告義務者の氏名を記入、押印してください。
- ⑤ 「期初在庫数量（前年 10 月 1 日の在庫数量）」は、前年報告の「期末在庫数量（前年 9 月 30 日の在庫数量）」と一致することを確認してください。
- ⑥ 「受入数量」・「払出数量」は、麻薬帳簿、麻薬譲渡証及び今年 9 月 30 日現在の所有数量を確認のうえ記入してください。
- ⑦ 在庫が全くない場合も必ず年間報告書を提出してください。
- ⑧ その他の注意点は、記載例を参照してください。